

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 13/2565
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการย้ายฐานธุรกิจแบบครบวงจร
非公式訳
投資委員会布告
第 13/2565 号
件名：総合的な事業拠点移転への促進措置

投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

海外投資家に対し製造工場、地域統括会社、研究開発センターを含む総合的な製造拠点の移転が行われるよう促進するため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 31 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 投資奨励を申請する製造業への新規投資プロジェクト

条件

- (1) 仏暦 2566 年（2023 年）の最終営業日までに投資奨励を申請すること。
- (2) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）とともに製造事業において投資奨励を申請すること。ただし、事務局が指定した恩典付与対象外とする特定政策を有する業種は除く。
- (3) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）は奨励証書の発行日より 3 年以内に収入が発生するかサービス提供を開始すること。通常基準に基づく法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。その期限まで行われない場合、法人所得税免除恩典を 3 年間廃止する。
- (4) 委員会が同意した、地域統括会社（Regional Headquarter）および/または研究開発センター（R&D Center）として不可欠な活動を実行すること。

恩典

- (1) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）とともに奨励申請をした製造事業の場合、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を 3 年間追加するが、合計 8 年間までとする。
- (2) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）とともに奨励申請をし、かつ研究開発センターを設立した製造事業の場合、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を 5 年間追加するが、合計 8 年間までとする。
- (3) 税制以外の恩典

第 2 項 被奨励プロジェクトであり既に操業している A グループの製造業のプロジェクト

条件

- (1) 仏暦 2566 年（2023 年）の最終営業日までに投資奨励を申請すること。
- (2) 既存プロジェクトが製造による収入が発生したか否かに関わらず、国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）において投資奨励を申請すること。追加恩典申請日時時点で法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていなければならない。
- (3) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）はプロジェクトの改定申請日より 3 年以内に収入が発生するかサービス提供を開始すること。通常の基準に基づく法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。その期限まで行われない場合、法人所得税免除恩典を 3 年間廃止する。
- (4) 委員会が同意した、地域統括会社（Regional Headquarter）および/または研究開発センター（R&D Center）として不可欠な活動を実行すること。

恩典

- (1) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）とともに奨励申請をした製造事業の場合、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を 3 年間追加するが、合計 8 年間までとする。
- (2) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）とともに奨励申請をし、かつ研究開発センターを設立した製造事業の場合、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を 5 年間追加するが、合計 8 年間までとする。
- (3) 税制以外の恩典

尚、仏暦 2566 年（2023 年）1 月 3 日より有効とする。

発布日：仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長